長野県地域医療再生事業（拡充分）補助金	55,874	—	47,119	—	—	8,754	長野県
長野県地域医療再生事業（三次分）補助金	20,983	—	10,593	—	—	10,389	長野県
森林助成事業（森林環境保全整備事業）補助金	4,458	—	—	—	—	4,458	長野県
認定外保育施設児童処遇向上事業補助金	2,360	—	—	—	—	2,360	松本市
松本市コンベンション開催推進事業補助金	130	—	—	—	—	130	松本市
長野県地域産業活性化基金助成金	2,130	—	—	—	—	2,130	(財)長野県中小企業振興センター
計	1,280,760	—	625,446	—	—	656,786	

(注)　当期交付額のうち未収額は228,682千円である。

⑱　役員及び教職員の給与の明細　（単位：千円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(93,311) 93,311	7	(50,337) 50,337	1
	非常勤	(—) 4,768	2	(—) —	0
	計	(93,311) 98,080	9	(50,337) 50,337	1
教職員	常勤	(12,903,901) 15,213,571	2,469	(1,395,093) 1,435,023	119
	非常勤	(—) 2,902,005	2,235	(—) 14,067	194
	計	(12,903,901) 18,115,577	4,704	(1,395,093) 1,449,091	313
合計	常勤	(12,997,212) 15,306,882	2,476	(1,445,431) 1,485,361	120
	非常勤	(—) 2,906,774	2,237	(—) 14,067	194
	計	(12,997,212) 18,213,657	4,713	(1,445,431) 1,499,428	314

（注１）　役員に対する報酬等の支給の基準の概要
・「国立大学法人信州大学役員報酬規程」による
・退職手当の計算方法
退職の日における基本給月額×在職月数×100分の12.5
なお、退職手当法の改正に伴い、平成25年４月１日から平成25年９月30日までの退職者については、上記式に100分の98を乗じて算出し、平成25年10月１日以降の退職者については、上記式に100分の92を乗じて算出しております。

（注２）　教職員に対する給与及び退職手当の支給の基準の概要
・「国立大学法人信州大学職員給与規程」による。
・「国立大学法人信州大学職員退職手当規程」による。

（注３）　支給人員は年間平均支給人員を記載しており、支給額には法定福利費を含んでいない。

（注４）　教職員支給額には次の引当金繰入額を含んでいる。
・賞与引当金繰入額　　109,801千円
・退職給付引当金繰入額　30,864千円

（注５）　常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び再任用職員から受託研究費等により雇用する者を除いた職員のことであり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことである。

（注６）　（　）書きは「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者について（通知）」（平成16年６月３日付人事課長　16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」に対する支給額（内数）である。

（注７）　受託研究費等で支払われている報酬又は給与及び退職給付支給額は498,388千円で、上表には含まれていない。

⑲　開示すべきセグメント情報　（単位：千円）

区分	大学	附属病院	附属学校	小計	法人共通	合計
業務費用						
業務費	20,147,092	23,823,335	1,418,941	45,389,369	—	45,389,369
教育経費	2,237,724	19,169	400,984	2,657,879	—	2,657,879